

第5章 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

第1節 幼児・学校教育

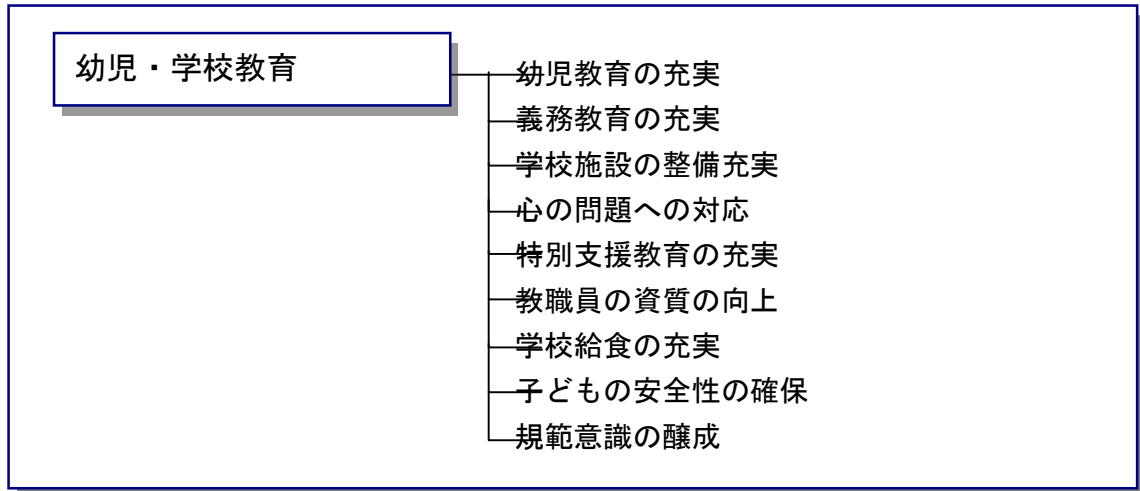
現状と課題

- 次代を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力を身につけ、社会に貢献できる人間として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- 平成19年5月現在、本市には保育所15箇所、幼稚園が1園、小学校が13校、中学校が5校あり、保育所園児数994人、幼稚園園児数は48人、小学校児童数は2,090人、中学校生徒数は1,089人となっています。
- 本市はこれまで、市の教育目標「たくましく 心豊かなひとづくり」を基本に、保育所、幼稚園、学校ごとに教育目標を定めて児童・生徒の育成に努めてきました。また、甲州市食育基本計画に基づいて学校給食における「食育」についても計画的な取り組みを進めています。
- 児童・生徒数は年々減少するなど少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、生きる力の育成を重視した教育内容の充実、学校施設の耐震化などが課題となっています。
- このため、特色ある教育活動の推進、教職員の資質の向上、特別支援教育の充実、及び体育館の耐震化など学校施設・設備の整備を進めていく必要があります。
- 不登校やいじめなど心の問題への対応、子どもの安全の確保、地域の意向等を踏まえた学校の適正規模の検討など、保護者や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努める必要があります。
- さらに、本市には、県立塩山高校と県立産業技術短期大学校があり、これらの教育機関との連携により、より充実した地域教育環境づくりを目指します。

施策の目的

次代の本市を担う人材の育成に向け、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動、安全な学校施設・設備の整備など、総合的な教育環境の向上に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 幼児教育の充実

核家族化の進展などによる保護者や地域の多様化するニーズに応じた情報の提供や就学指導などの相談体制の充実に努め、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、就学児の適切な教育環境の整備に努めます。また、幼児期の家庭における適切な親子関係、しつけなど、明るく礼儀正しい幼児の発育を目指し、家庭や地域、各機関が協力して教育力の強化を図ります。

(2) 義務教育の充実

地域に根ざした豊かで多様な学習環境を構築し、創意工夫に満ちた教育活動の展開を図り、知・徳・体の基礎・基本を身につけるとともに個性や創造性豊かな児童・生徒の育成に努め、思いやりの心を持つ豊かな人間性を醸成し、自ら学び、考える自主性、社会性、協調性を身につけた「生きる力」を育む教育活動を推進します。

また、国際化や情報化、環境問題への取り組みなど時代変化に対応した教育の充実に努め、勤労観、職業観を育てる教育を積極的に推進します。

さらに、児童・生徒の教育環境を的確に把握し、教育の効果や効率性を考慮し、学校規模の適正化についても検討を進めます。

(3) 学校施設の整備充実

学校施設の耐震化やセキュリティ設備の導入など安全な教育環境を確保するとともに、教員の一人一台パソコンの整備や教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。

(4) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、校内体制を整えて相談・指導の充実に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

(5) 特別支援教育の充実

各学校における施設の充実、教育内容の改善を図るとともに、「子ども支援スタッフ」の活用により特別支援教育の充実に努めます。また、適切な就学相談・指導の充実・強化を推進します。

(6) 教職員の資質の向上

適切な指導の推進や国・県及び教育団体等の研修・研究活動の促進等を通じ、教職員の資質・能力の向上を促進します。

(7) 学校給食の充実

学校給食の安全・安心を確保するとともに、「食育」を推進し、地場産品を通じた地域への理解を深め、学校給食における地産地消を推進します。また、学校給食のより効率的な運営方法を検討します。

(8) 子どもの安全性の確保

登下校時の安全確保のため、「甲州市子どもの安全・安心ネット」の推進、青色パトロール車の運行や子ども110番の家などの取り組みを充実させるとともに、保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。

(9) 規範意識の醸成


「甲州市子ども10の誓い」を通じて、社会規範の醸成を学校、家庭、地域と連携して推進を図ります。

施策の展開

| 主要施策 | 主要事業 |
|-------------|-------------|
| (1) 幼児教育の充実 | ・ 幼稚園就学奨励事業 |
| (2) 義務教育の充実 | ・ 学校運営事業 |

| | |
|----------------|---|
| (3) 学校施設の整備充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設管理事業 ・学校施設耐震化事業 |
| (4) 心の問題への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・心の教室相談員設置事業 |
| (5) 特別支援教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育振興事業 ・子ども支援スタッフ設置事業 |
| (6) 教職員の資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種教育研究会負担金事業 |
| (7) 学校給食の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食運営事業 |
| (8) 子どもの安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全性に関する情報システム推進事業 |
| (9) 規範意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営事業 |

主な成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 平成18年度 (実績) | 平成24年度 (目標) | 指標の考え方 |
|-------------------------|----|----------------|---|------------------|
| 甲州子ども安心・安全ネット登録数 | 人 | 713 | 5,000 | 子どもの安全の確保に努めます。 |
| 学校施設耐震化率 | % | 69.09 | 100.0 | 安全な学校教育環境を確保します。 |
| 小中学校教育が充実していると感じる保護者の割合 | % | — |  | 義務教育の充実に努めます。 |

参画と協働の指針

| 市民 | 地域・団体・事業者 |
|--|--|
| <p>【児童・生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。 <p>【家庭・保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における基本的な生活習慣、しつけを身につけさせるなど、保護者の責務を果たします。 | <p>【地域・PTA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童生徒の健全育成を支援します。 ・学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 ・地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。 |

第2節 青少年健全育成

現状と課題

- 昨今、青少年を取り巻く環境は少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化、各種情報の氾濫等に伴い、大きく変化しています。このような状況は青少年の意識や行動に大きく影響し、暴力化や引きこもり、凶悪犯罪の低年齢化など社会問題化しています。
- 本市においては、甲州市青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域、行政と連携をとりながら健全な社会環境づくりに向けた活動が進められているほか、青少年に対する体験・交流機会、社会参加機会の提供等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 甲州市「親のあり方 10 か条」～心豊かな子どもを育てるために～を制定するなど、市民みんなで子どもたちのために親のあるべき姿を考える取り組みを進めています。
- 青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、家庭、学校、地域や関連各種団体など様々な機関と連携を密にし、全市一体となった青少年健全育成活動を推進していく必要があります。

施策の目的

家庭、学校、地域や関連各種団体など関係機関と連携を密にし、情報を共有しながら、全市一体となって青少年の健全育成に努めます。

施策の体系

青少年健全育成

青少年団体・指導者の育成
健全な社会環境づくり
青少年の地域活動等への参加促進

主要施策

(1) 青少年団体・指導者の育成

地域育成会、子どもクラブなど青少年団体を育成・支援します。また、教室・学級の開催等を通じて、青少年育成カウンセラーなど青少年健全育成の指導者の育成・確保に努めます。

(2) 健全な社会環境づくり

関係機関と連携し、非行の防止や有害環境の浄化など健全な環境づくりに関する活動を促進します。


(3) 青少年の地域活動等への参加促進

青少年の地域活動、スポーツや芸術活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。

施策の展開

| 主要施策 | 主要事業 |
|---------------------|--|
| (1) 青少年団体・指導者の育成 | ・ 青少年対策事業 ・ 青少年育成会、子どもクラブ等育成事業 ・ ジュニアリーダー等育成事業 ・ 地域活動促進事業 |
| (2) 健全な社会環境づくり | |
| (3) 青少年の地域活動等への参加促進 | |

主な成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 現況値 (平成18年度) | 目標値 (平成24年度) | 指標の考え方 |
|-------------------|----|-----------------|---|---------------------|
| 地域での青少年育成活動への参加者数 | 人 | — |  | 青少年の地域社会への参加を促進します。 |

参画と協働の指針

| 市民 | 地域・団体・事業者 |
|---|--|
| ・地域での青少年健全育成・環境づくりに努めます。 ・甲州市「親のあり方10か条」を守り、よりよき育成に取り組みます。 | 【地域】 ・健全な環境づくりを進めます。 【事業者】 ・未成年者のたばこ・酒等の購入を抑止します。 |

第3節 生涯学習

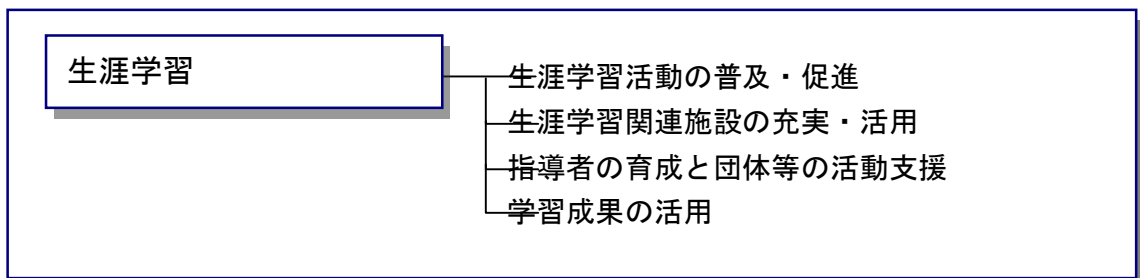
現状と課題

- 少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や余暇時間の増大などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など豊かな生活を送るために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて行うことができる生涯学習の実現が求められています。
- 本市においては、市民文化会館、地区中央公民館、地区公民館、自治公民館、図書館などを生涯学習の拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。
- 社会・経済情勢が急速に変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化しているとともに、市民一人ひとりが自発的に学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会に還元される学習環境づくりが求められています。
- 公民館をはじめとする生涯学習関連施設や図書館の充実に努め、市民の学習ニーズを常に把握しながら、特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等が求められています。また、その成果を生活や仕事に生かせるよう支援するとともに、自治公民館組織などの地域活動やボランティアなど自発的学習活動を生かすことで活気ある地域活動の形成につながる総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の目的

すべての市民が生涯にわたって主体的に学び続け、充実した人生を送るとともに、その成果が本市のまちづくりに生かせるよう、生涯学習の環境づくりを進めます。

施策の体系



主要施策

(1) 生涯学習活動の普及・促進

市民が生涯にわたって学習活動に参加できるよう、生涯学習推進計画に基づき、各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。また、広報紙、ケーブルテレビやホームページ等を活用し、各種講座や教室など生涯学習活動に関する情報提供に努めます。

(2) 生涯学習関連施設の充実・活用

生涯学習活動の拠点となる市民文化会館、地区中央公民館、地区公民館などの適切な維持管理を図り、その有効活用に努めます。また、図書館について、開館時間の見直しなど利便性の向上や図書館資料の充実を図ります。

(3) 指導者の育成と団体等の活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。また、各種の社会教育団体や学習団体・グループ、自治公民館組織などの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を支援します。

(4) 学習成果の活用

個人的・社会的生活の充実のため、学習活動で得た知識や技術など生涯学習の成果を社会に還元し、豊かな生涯学習社会の実現に努めます。

施策の展開

| 主要施策 | 主要事業 |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 生涯学習活動の普及・促進 | ・生涯学習推進事業 ・文化振興事業 |
| (2) 生涯学習関連施設の充実・活用 | ・公民館等管理運営事業 |
| (3) 指導者の育成と団体等の活動支援 | ・各種学級開催事業 ・社会教育団体等支援事業 |
| (4) 学習成果の活用 | ・文化祭等開催事業 |

主な成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 現況値 (平成18年度) | 目標値 (平成24年度) | 指標の考え方 |
|-------------------|---------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 生涯学習講演会参加者数 | 人 | 900 | 1,500 | 生涯学習推進計画に基づき生涯学習活動の充実に努めます。 |
| 中央公民館利用回数／人数 | 回／ 人 | 2,503／ 67,087 | 3,200／ 77,000 | 生涯学習活動施設の適切な維持管理と有効活用に努めます。 |
| 一人当たりの貸出冊数(20歳以上) | 冊 | 8 | 12 | 図書館の利便性の向上や内容の充実に努めます。 |

参画と協働の指針

| 市民 | 地域・団体・事業者 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに生かします。・各種学習イベントに積極的に参加します。・図書館を身近に活用します。 | <p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none">・学び合う仲間づくりに努めます。・地域の課題解決に取り組みます。 |

第4節 生涯スポーツ

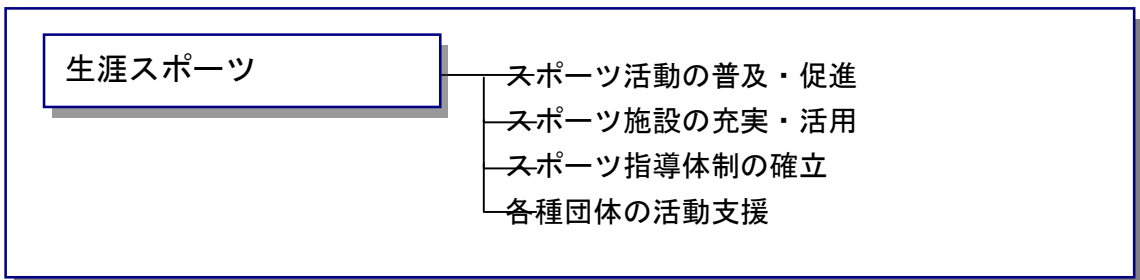
現状と課題

- スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。
- 本市では、生涯スポーツに取り組んでおり、数多くのスポーツ団体やスポーツ少年団が各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動を展開しています。
- スポーツ団体の自主的な活動の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、スポーツ振興に関する多様な取り組みを展開しています。
- 健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。
- 体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実とともに、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実及び有効活用など、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の目的

だれもが生涯にわたって気軽にスポーツに楽しみ、楽しみながら健康づくりや体力づくりができるよう、生涯スポーツ社会の確立に向けた条件整備、普及啓発に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) スポーツ活動の普及・促進

市民が気軽にスポーツ等に参加できるよう、各種講座やスポーツ教室、スポーツ大会など各種行事等の内容充実及び運営体制の充実を図ります。特に「ウォーキングのまち」を目指します。また、広報紙やケーブルテレビ、ホームページ等を活用し、各種講座・教室や大会などスポーツに関する情報の提供に努めます。

(2) スポーツ施設の充実・活用

市民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、計画的な整備充実を図り、学校体育施設開放も含め、その有効活用に努めます。また、指定管理者制度の導入など、外部委託も視野に入れた管理運営体制の見直しを図ります。

(3) スポーツ指導体制の確立

講習会等を通じて、体育指導委員、スポーツ指導員等の指導者の育成と資質の向上を図ります。また、登録指導者の積極的な活用を図ります。

(4) 各種団体の活動支援

総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、自主運営を支援します。また、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体・クラブの自主的な活動に向けた育成・支援を図ります。

施策の展開

| 主要施策 | 主要事業 |
|------------------|-----------------|
| (1) スポーツ活動の普及・促進 | ・ スポーツイベント等開催事業 |
| (2) スポーツ施設の充実・活用 | ・ 体育館等管理運営事業 |
| (3) スポーツ指導体制の確立 | ・ 各種講習会開催事業 |
| (4) 各種団体の活動支援 | ・ 各種団体支援事業 |

主な成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 現況値 (平成18年度) | 目標値 (平成24年度) | 指標の考え方 |
|------------------|-----|-----------------|-----------------|------------------------|
| スポーツ施設の利用者数 | 人／年 | 275,778 | 280,000 | 各施設における利用者数の増加を促進します。 |
| 総合型地域スポーツクラブ組織化数 | 組織 | 1 | 3 | 総合型地域スポーツクラブ組織化を促進します。 |

参画と協働の指針

| 市民 | 地域・団体・事業者 |
|---------------------------------------|--|
| ・日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。 | 【地域・団体】 ・地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。 |

第5節 地域文化

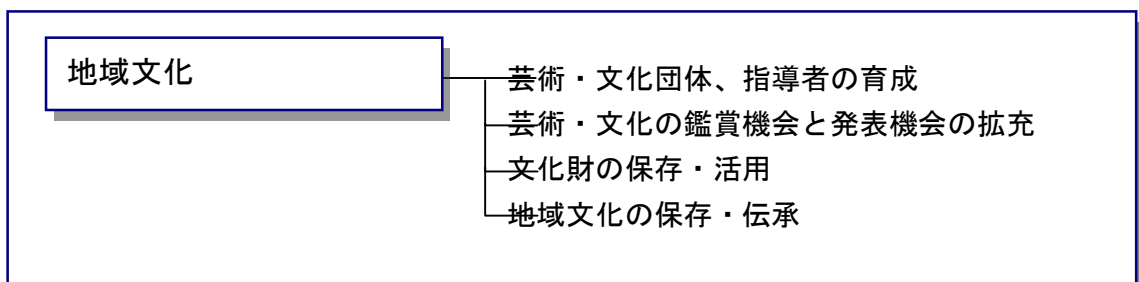
現状と課題

- 人々の価値観がますます多様化する中で、生活の質や精神的価値を求める傾向が強まり、芸術・文化に対する関心が高まっています。
- 本市では、文化協会をはじめ、多くのサークルが中心となって、公民館等の施設を利用し、多種多様な芸術・文化活動を行っています。これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、講演など多様な文化行事を展開しています。
- 芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、市民の一体感を高める重要な要素であり、地域活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞の機会や発表の機会の充実等に努めていく必要があります。
- 市内には、数多くの貴重な文化財や伝統芸能・行事が残されており、これらの文化財の保護・継承等を進めています。
- 文化財や伝統芸能は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、市の歴史や文化、風土を内外に情報発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存に努め、教育や観光など様々な分野で積極的に活用し、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

施策の目的

文化の薫り高い個性豊かなまちづくりと市民の一体感の醸成に向け、自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 芸術・文化団体、指導者の育成

各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、研修や講座等を通じて指導者やボランティアの育成・確保を進め、市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進します。

(2) 芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充

文化祭や各種講演会など、魅力ある文化行事の企画・開催を市民との協働のもとに進めるとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の拡充に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

指定文化財の適切な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財等についても発掘・調査及び収集を行い、その保存・活用を進めます。さらに、市民の理解を深めるため、広報紙やホームページなどを通じた情報発信などにより文化財に対する市民の意識の向上を図ります。

(4) 地域文化の保存・伝承

地域の伝統芸能、祭り、行事等地域文化の振興についても保存団体の育成・支援等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。さらに、市民の理解を深めるため、広報やホームページなどを通じた情報発信や郷土学習・講座の開催などを通じて地域文化に対する市民の意識の向上を図ります。

施策の展開

| 主要施策 | 主要事業 |
|------------------------|-----------|
| (1) 芸術・文化団体、指導者の育成 | ・文化振興事業 |
| (2) 芸術・文化の鑑賞機会と発表機会の拡充 | ・公民館等運営事業 |
| (3) 文化財の保存・活用 | ・文化財保護事業 |
| (4) 地域文化の保存・伝承 | ・地域文化保存事業 |

主な成果指標

| 成果指標の名称 | 単位 | 現況値 (平成18年度) | 目標値 (平成24年度) | 指標の考え方 |
|----------|----|-----------------|-----------------|-------------------|
| 文化協会登録人数 | 人 | 971 | 1,400 | 文化協会活動の活発化を促進します。 |

| | | | | |
|----------|----|---|---|------------------|
| 文化財保護団体数 | 団体 | 6 | 7 | 地域文化活動の維持を支援します。 |
|----------|----|---|---|------------------|

参画と協働の指針

| 市 民 | 地域・団体・事業者 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化・芸術に興味を持ち、自ら活動を行います。 ・文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。 | <p>【地域・団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化活動の振興に努め、地域間の文化交流に努めます。 ・地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。 |